

特集

NPO法人の設立から解散まで 前編

設立と登記

● いしかわのNPO

- ・NPO法人 I Love加賀ネット
- ・ほがらか会

● 書籍紹介コーナー

● ちょっと気になる、いしかわのNPO

- ・NPO法人 くくのち

シリーズ③

非営利団体のためのQ&A
『教えて、i-ねっとのあおみさん』

● インフォメーション

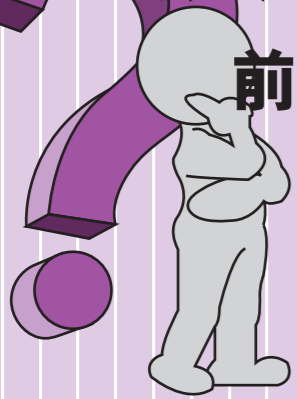
- ・県からのお知らせ
- ・NPO・ボランティア情報
- ・助成金ニュース

● シニアVOICE

- ・NPO法人 能登ネットワーク
星野 正光さん

つながる、
ひろがる、
ふれあう。

NPO法人の設立から解散まで 前編「設立と登記」



① NPO法人をつくろう!

相談者 「NPO法人を作りたいんですけど、どうしたらいいんですか?」

回答者 「NPOを法人化するには、法律に基づいた手続きが必要となるんですよ。」

相談者 「どんな手続きですか?」

回答者 「設立申請には定款、役員名簿、事業計画など11種類の書類を提出しなければならないんです。」

相談者 「その書類はどこに提出するんですか?」

回答者 「石川県内のみに事務所があるNPOは、石川県NPO活動支援センター(以下センター)に提出します。2つ以上の都道府県に事務所があるNPOは内閣府に提出するんですよ。」

相談者 「私のところは自宅を事務所にするから、センターに提出すればいいんですね。」

回答者 「石川県内ですから、そうですね。」

相談者 「提出したらすぐに法人になれるんですか?」

回答者 「すぐという訳にはいかないんです。提出された書類は2か月間縦覧し、その後2カ月以内に石川県が認証または不認証の決定をするんです。」

相談者 「すると、最高4カ月は待たなくてはならないんですね。で、認証が決定したらやっと法人になれるんですね?」

回答者 「ところが、そうじゃないんです。」

相談者 「え!まだ何かあるんですか?」

回答者 「認証後、2週間以内に法務局で登記しなければならないんです。登記により、NPO法人としてのスタートなんです。それから…」

相談者 「え!まだあるんですか?」

回答者 「登記が済んだらまたセンターに、『設立登記完了届出書』を必要な書類と一緒に届けてください。」

相談者 「はい!よくわかりました。」

② 法人になることのメリットは?

(相) 「たくさんの手続きを終えて、それでも法人になるメリットってあるんですか?」

(回) 「一番のメリットはですね、団体に法人格が付与され、団体の名義で契約を結んだり財産を所有したりすることができるようになるんです。」

(相) 「そういえば、友達の団体で、会長さんが変わったら銀行通帳の名義を変更しなくっちゃ、って話があったわ。あの団体はNPOだと思ってただけど、違うのね。」

(回) 「NPOでも、法人格を持たずに活動している団体は任意団体と呼ばれます。任意団体の場合は、法律的には単なる個人の集まりとみなされて、団体名で契約したり財産を所有したりすることはできないんですね。」

(相) 「なるほど、それで代表者の個人名義で対応してたのね。すると万一問題や事故があったとき、個人に大きな負担がかかる可能性が出てきますよね。」

(回) 「そうですね。ここなんです。法人格を取得すると、団体に関する法律行為を団体名義で処理することができるので、団体メンバー(特に代表者)の個人的な負担が軽くなり、安定的で継続的な活動も行いやすくなると言えますよね。」

(相) 「なるほど、よくわかりました。」

(回) 「だから、登記では役員(理事)全員が同じ身分で登記されるんですよ。」

(相) 「へえ~。お父さんの会社と違って、誰かが偉いんじゃないかと、みんなが責任者と一緒にやろうよ!っていう考え方なんです。」



③ NPO法人になるための要件は?

(相) 「じゃあ、法人になるには、何か条件があるんですか?」

(回) 「ありますよ。まずNPO法で定める17の分野に、活動が該当することです。」

(相) 「17もですか?たくさんあるんですね。お金の一番出るところはどこかしら?」

(回) 「えっ?それは後でお話することにして、次に会員の入退会が自由でなければいけません。」

(相) 「お友達以外でも、入会を希望されていたら、断れないってことですか?」

(回) 「そうです。そして、役員は、3名以上の理事と1名以上の監事が必要です。」

(相) 「それは大丈夫です。妹とお友達合わせて4名いますから。」

(回) 「あら、それはできませんよ。法律では配偶者や3親等以内の親族については決まりがあって、『役員総数の3分の1を超えてはならない』とされているんです。ですから妹さんが理事になるには、全部合わせて6名の役員が必要となるんですよ。」

(相) 「う~ん。6名かあ…」

(回) 「次には、報酬を受ける者の数が、役員総数の1/3以下であること。」

(相) 「報酬ですか。いいですねえ。」

(回) 「まあ後は、宗教活動や政治活動を主たる目的としないことや、特定の公職者又は政党を推薦、支持、反対をすることを目的としないこと。そして暴力団でないこと。後は、10名以上の会員がいることです。」

(相) 「えっ!10名以上ですか?」

(回) 「最少規模で3名の理事と1名の監事が役員だとしたら、後6名の会員さんが必要となりますね。」

(相) 「小さい団体では、法人になれないんですね。」



④ ちょっと待って、法人申請その前に…!

(回) 「さっきからお話を聞いてると、あなたはNPO法人になることに、特別な期待や夢を持っていませんか?」

(相) 「特別なというより、NPO法人になると助成金が入るとか、スポンサーが付くといつか、そんな事を聞いたもので」

(回) 「そのようなことはありませんよ。NPOにとって法人格は『自由な社会貢献活動』を行う道具に過ぎないんです。」

(相) 「でも、内閣府とか、県が認めた団体になるんでしょう?」

(回) 「認証は、認可と違って内閣総理大臣や知事がその団体について『お墨付き』を与えたわけでもなんでもありません。認証は法律に基づいた団体ですよっていう証明のようなものです。」

(相) 「じゃあ、誰に認められるんですか?」

(回) 「どんな社会貢献活動をしているか、社会に分かりやすく説明し、その事業を通して社会的信頼や信用を高め、『社会』に認めてもらいます。」

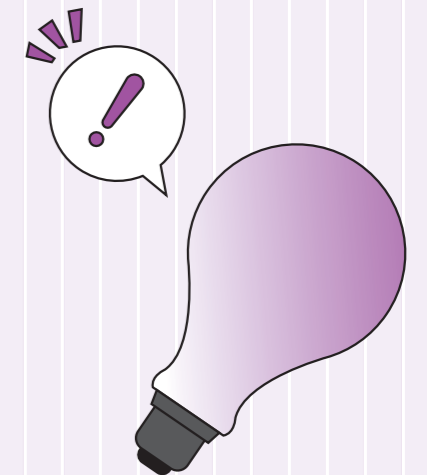
(相) 「そうだったんですか。知りませんでした。するとやりたい事は17分野のどれかでないとダメなんですよ。」

(回) 「そうですね。NPO法人は、定款によって事業(活動)が特定されるので、任意団体の方が気楽にいろいろな事業を行える場合もありますよ。現在活動しているNPOで、自由に活動できればよいという場合は、あえて法人格を取得するメリットはないかも知れませんね。」

(相) 「今日、お話を伺って、私何か勘違いしているように感じました。もっと『社会貢献活動』って何か、認証手続きから勉強したいと思います。何かいいものを紹介してください。」

(回) 「まずは、ここの窓口で差し上げている『手引き』を読むことから始めてください。ここは『石川県NPO活動支援センター(076-223-9558)』です。『手引き』に書かれている書式はホームページからダウンロードできますよ。
(<http://www.ishikawa-npo.jp>) です。」

(相) 「わかりました。いろいろとありがとうございました。」



⑤ 「認証書」が届きました。いよいよ「登記」です。

- (相) 「設立申請まで大変お世話になりました。昨日「認証書」が届いたので、早速来週「登記」に行くのですが、どこへ行けばいいんでしょうか？」
- (回) 「石川県の法人登記ができる法務局は、本局、西出張所の他、七尾、輪島に各支局があります。あなたの団体は本局ですね。」
- (相) 「そうですか。」
- (回) 「NPO法人設立登記申請書及び、記載例については金沢地方法務局のホームページよりダウンロードできます。」
- (相) 「それなんです、ちらっと見たんですが、どうも意味がわからないのです。まず『原本証明』とは何のことでしょうか？」
- (回) 「『原本証明』とは、原本コピーの余白に『原本であることに相違ありません。』という一文と、日付け、団体名、代表者名に押印をしたものをいいます。登記の際には原本があるものは持参し、照会後返却してもらいましょう。」
- (相) 「わかりました。あと、印鑑についてですが、『定款に割り印』とは何のことですか？」
- (回) 「『議事録』と『就任承諾及び誓約書』の綴りもそうですが、複数ページにまたがるものは、最後のページに書かれた『この写しは原本と同じですよ』という意味の『原本証明』が、全てのページと繋がっていることを証明するために、各ページごとに割印を押すことです。」

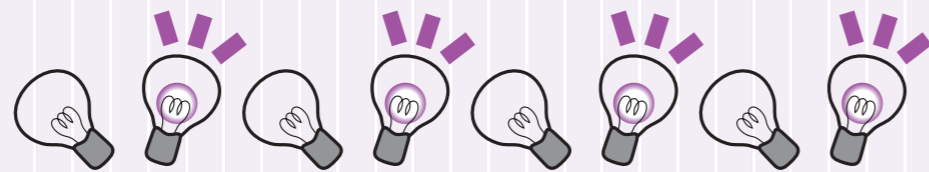
- (相) 「12ページもある『定款』全部に割り印ですか？」
- (回) 「他には綴じ代に背表紙を張る『袋綴じ』にし、背表紙と表紙、裏紙とそれぞれが繋がっている割印だけでも大丈夫ですよ。」
- (相) 「わかりました。」
- (回) 「必要な書類については、別に用意しましたので、こちらをご覧ください。」
- (相) 「はい。この登記が済むと、法務局へ行く必要はなくなりますね。」
- (回) 「とんでもありません。これから長いお付き合いが始まりますよ。『役員の変更』、『定款変更』、そして『資産の変更』。変更のあるたびに申請しなくてはいけません。」
- (相) 「おそらく設立時の役員はずっとこのまま、理事を引き受けてくれるので、『役員の変更届』は必要がないですね。」
- (回) 「それがあるんですよ。定款の規定で、役員は、任期が1年か2年で満了になりますね。それに伴って総会で改選する場合も、いったん全員が任期満了で退任することになるんです。そして再び再任します。これを『重任』と言って、役員任期サイクルごとに変更の登記が必要になるのです。任期の計算も少しややこしいので、初めのうちは法務局に相談に行かれた方が賢明かと思いますよ。こうしたことを怠ると、裁判所から過料金の請求が届きますから、法人としての義務はしっかり果たしましょうね。」
- (相) 「なるほど、よくわかりました。ありがとうございました。」

【登記に必要な書類一覧】

<p>設立登記申請書</p> <p>申請に必要な添付書類の表紙となります。</p>	<p>認証書</p> <p>石川県から交付されたもの。コピーしたものに原本証明します。</p>	<p>定款</p> <p>袋綴じ、あるいはホッチ止めにより割印をし、原本証明します。</p>
<p>財産目録</p> <p>設立の時の財産目録です。原本証明します。</p>	<p>委任状</p> <p>代理人が申請する場合に必要です。</p>	<p>登録用紙</p> <p>登記すべき事項を記載する用紙です。OCR用紙と言います。登記事項は次の6つです。 ・名称 ・事務所 ・法人成立の年月日 ・目的等 ・役員に関する事項 ・資産の総額</p>

印鑑(改印)届請

法人代表者印を届け出るための書面です。法人代表者印と代表者個人の実印を届書に捺印し、代表者個人の印鑑証明書を添付します。



【設立申請に必要な書類一覧】

<p>設立認証申請書</p> <p>提出は1部 書式は各県で異なりますので、石川県の書式を使いましょう。</p>	<p>定款</p> <p>提出は2部 (法人の目的や事業、運営のルールを明文化したものです。) 団体の一番のカナメは、設立の「目的」です。この「目的」は、しばしば「使命」「ミッション」とも言われます。基本的には「受益者は誰か?」「主な活動は何か?」「社会の何に役立つか?」の三行を繋いで文章にします。例えば「県内に在留する留学生に対し、日々の暮らしの環境を良くする活動を行い、国際交流に寄与することを目的とする」と、至ってシンプルに表現できます。 NPO法人は、団体の目的や活動などを公開することで市民の信頼を得て、市民によって育てられます。団体のメンバーが誰にでも「私達はこんな目的で作られた団体です」と、伝えることのできる「目的」をつくりましょう。</p>
<p>役員名簿</p> <p>提出は2部 (氏名・住所・報酬の有無を記載した名簿) 住所、氏名欄は印字でも大丈夫ですが、住民票どおりに記載されている必要があります。住所は普段「〇〇町1-3-4」と書きますが、住民票を見ると「〇〇町1丁目3番4号」と表記されています。 また、普段は「恵子」と書いている字が、よく見ると「恵子」だったり、本人も住民票を見てびっくりすることもあります。 パソコン印字されない場合はこの字だけ手書きにしてもかまいません。とにかく提出書類に出てくる住所と氏名はすべて、住民票に記載されているとおりにしましょう。社員名簿も同様です。</p>	
<p>就任承諾書及び契約書</p> <p>提出は1部 (役員になることを承諾する書面) NPO法人を設立する要件として、3名以上の理事と1名以上の監事を置く必要があります。 法人を立派に見せようとする名士に名前だけの理事就任をお願いするケースもあるようですが、法人内に、もし金銭的なトラブルが発生した場合は、理事全員がトラブル(負債など)を負うことにもなります。実際に活動してみれば分かることですが、日常的な団体経営に高い関心を持った人で理事を構成することが、法人の円滑な運営にも繋がります。 NPO法人の理事は、名誉職でも、社会的なステータスでも、なんでもありません。ひとりひとりが法人運営の舵取り役として理事会を構成するメンバーなのです。そのことを十分に理解した上で「就任承諾及び誓約書」に署名押印してもらいましょう。</p>	

<p>住民票</p> <p>提出は1部 役員の住所又は居所を証する書面。</p>	<p>社員名簿</p> <p>提出は1部 社員(総会の構成員)が10人以上いることを証明する名簿。</p>	<p>確認書</p> <p>提出は1部 当法人が宗教・政治・選挙活動を目的とする団体及び、暴力団でないことを確認する書面。 設立総会で確認します。</p>
<p>設立趣旨書</p> <p>提出は2部 法人化したい趣旨及び、申請に至るまでの経過を記載した書面。</p>	<p>設立総会議事録</p> <p>提出は1部 設立総会の議事録です。</p>	<p>事業計画書</p> <p>提出は2部 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書。</p>

収支予算書

提出は2部
任意団体での活動がある場合、事業計画書や収支予算書は実績を基に作成すれば良いので比較的楽に作れますが、助走なしで法人設立後に活動を開始する場合や、助成金・受託収入が確定していない場合は、どうしても予算が「机上プラン」になってしまいます。そこで、予算どおりに運営できるだろうか?という不安もあるでしょうが、大丈夫です。
以下は0円でスタートする団体の予算の組み立て例です。

- ① 定款に記載した具体的事業計画を作りましょう。
- ② それぞれの事業に必要な支出額を算出します。
- ③ その金額が「事業計画書」と「収支予算書」支出の部の事業費と合っているか確認します。
- ④ 必要な管理費や、その他の支出を算出し収支予算書に記載します。
- ⑤ ②+④の総支出額を出します。
- ⑥ 収入の部では、会費、寄付金、事業収入、助成金などから算出します。
- ⑦ もし、収支の差額が赤字になったら事業をすべて行うことが出来ません。その場合は支出規模を小さくし、無理のない財政規模から始めましょう。
また、NPO法人は、特定非営利活動を行うことを「主たる目的」とする法人です。「その他の事業」での収益は、特定非営利活動に係る事業会計に全額繰入れられていることが求められます。



NPO法人 I Love加賀ネット

理事長 川口泰之
〒922-0412
石川県加賀市片山津温泉乙36番地5
片山津MSAKI ビル2F
TEL・FAX 0761-74-1147

地域が元気に「I Love加賀ネット」

片山津温泉街のさびれた現状を見て、「ヒドイ、何とかしないと！」とそんな思いでスタートしたのが設立のきっかけです。平成20年1月、有志8人と「片山津再生を語る会」(当会の前身)を立上げ将来像を語りあった時、「暗い話しと後退的意見」ばかりでした。温泉街は「廃屋旅館」だらけで夜間の街中は真っ暗で悲惨な状況。「限界集落になってしまう」という声まで聞き強烈なショックを受けました。全盛期とは隔世の感です。

しかし、「だからこそやらねば！」の妙な男気が？自身を突きあげ「逆境への挑戦」を決意。以来、毎月「例会」を開催し「テーマ」毎に話しあっているうちに、皆さんから「再生」への高まりが見え始めました。

そのうち「任意団体では声が届かない。NPO法人を設立しよう」、限界集落発言をした方の一言で一気に「設立」へと動きました。早速、石川県NPO活動支援センターに相談、何度もやりとりしながら平成20年の11月に設立。以来、1年の間にいくつかの成果を上げました。

▼ まちに灯りを(店舗誘致) ▼ 酷暑ウォーク(スイカ畑)



ちなみに、①空き店舗の入居者誘致。②NHKのお天気カメラによる柴山湯の放映(北陸三県)。③地域再発見型の「ウォーキング」開催。④片山津温泉の守護寺(愛染寺)で国際結婚のサポート。⑤加賀市より中谷宇吉郎雪の科学館の「指定管理」受託等です。また、加賀市内のNPO法人歴町センター大聖寺(瀬戸事務局長)、NPO法人加賀白山おたから塾(田中塾長)とは、まちづくり「理念」が一致するところから指導、協力を仰いでいます。

設立2周年目の目標を「柴山湯周回「桜」の回廊」計画としました。「当会」は一地域の一地点に限らず、広い地域にわたるネットワークを結ぶことこそ、地域貢献の輪が繋がることと考えています。



◀ 国際結婚愛の鈴(愛染寺)



◀ 雪の科学館

▼ 柴山湯



ほがらか会

代表 栗山よしみ
〒923-1226 能美市緑ヶ丘11-50-1
TEL 0761-51-6600
能美市社会福祉協議会内

これからやってくる超高齢社会に向けて

平成8年12月、旧辰口町で老人介護ビジター講座を受講したメンバーが、学んだ事を生かしたいとの思いから活動をスタートしました。根上・寺井・辰口の合併により能美市になり、活動の形態は少し変わりましたが活動目的は変わっていません。

活動目的

ちょっと身体が不自由になったり、物忘れが多くなったりし始めた高齢者と週1回楽しく集う事で閉じこもりを予防し健康寿命を長くして、1日でも長く住みなれた地域で家族と一緒に過ごせるようにサポートします。

活動内容

日時	毎週 木曜日 午前10時～午後2時
場所	能美市社会福祉協議会辰口支所
参加者	高齢者8名
昼食	各自好きなものを注文(自己負担)
会費	1回 200円
送迎	能美市社会福祉協議会

1日の日程 歌に合わせて軽体操をした後
手遊び・指遊び・歌・折り紙・ゲーム・
ジグソーパズル・風船バレー・手芸等々

※ボランティア2名が当番制で高齢者のお世話をしています
※能美市社会福祉協議会と協働で実施しています

ほがらか会のこれから

9月開講の「能美市まちづくり活動人材育成講座」中級編～実践型講座～の高齢者サポートグループで現在、辰口地区で実施されているほがらか会の活動を寺井・根上地区へ広げる取り組みを企画中

協働のパートナー及び実施場所

能美市社会福祉協議会及び能美市社会福祉協議会各支所

企画案

一緒にボランティアをする仲間を募集する事から始めます。

- ① 4月 「ストップ!要介護」教室生 募集
- ② 5月 寺井・根上地区で教室スタート (4回)
- ③ 6月 実施準備
辰口のほがらか会見学など
寺井・根上地区における組織化とルール作り
寺井・根上地区で辰口ほがらか会の支援によりスタート
寺井・根上地区ほがらか会の自立
- ④ 7月 2地区での「ほがらか会」スタート

「1日でも長く住みなれた地域で家族と共に暮らしたい!」そんな思いを共有しながら、まだまだ元気な、でも少し閉じこもりがちになった人生の先輩の皆さんと楽しい時間を過ごしていきたいです。

新刊・おすすめ図書

紹介



コーナー

挑戦 とうとう フードバンク
フードバンクという挑戦
貧困と飽食のあいだで
著者 大原悦子
出版社 岩波書店
定価 1,995円(税込)
発行年月 2008年7月

缶づめが少しへこんだ、運送用ダンボールが破損した、ラベルが少し曲がってる、賞味期限内なのに「完全でない」からと捨てられる大量の食べ物。そのかげで増える、困窮する人びと。これ、なんとかならない? 両者をつなぐフードバンクは新しい「もったいない」の形。いま、各地でフードバンクの挑戦がはじまっている。

ボランティア活動を実践されている12人について、著者がまとめたり、著者と実践者との対談について書かれています。



生きがいを持って人生メニュー
ボランティア活動とネットワーク作り
著者 野口桂子
発行 パピルスあい
定価 1,575円(税込)
発行年月 2005年11月



団塊世代のためのボランティアガイド
人生のセカンドステージを活動的に過ごす
著者 生きがい倶楽部
出版社 九天社
定価 1,470円(税込)
発行年月 2005年6月

定年後の社会参加のひとつとして注目されているシニアボランティア。仲間や地域との絆は、リタイア後の生活を楽しく充実したものにするはず。シニア向けのものに絞って、約90種類のボランティアを紹介。

NPO法人 くくのち

『持続可能な地域づくりによる里山の保全・再生』

NPO法人くくのちとは？

「NPO法人くくのち」は石川県金沢市東原地区を中心に、荒廃竹林の整備を主に行っています。市街地では気づかないと思いますが、山手の方へいくと民家のすぐ後ろにまで竹が押迫っている状況が見られることがあります。

現在、整備を行っている場所も、元々山林だったのですが、スギやケヤキが竹に侵食され、まともな成長ができなくなっていました。竹林が広がると、下草に日光が当たらず、笹などが育ってしまい、民家や畑などのすぐ側まで拡大してきます。背の高い植物があると、動物たちが身を隠して人里に下りてきてしまいます。そのため熊などの害獣被害が多く発生してしまいます。

そういった問題を解決するために、森と人の居住区との緩衝地帯を整備しなおしています。

東原ブランドの確立

整備で切った竹を資材として活用するため何かできないかを日々模索しているなかで、農業利用・畜産利用・エネルギー利用の3つに特化して活動していきたいと思っています。農業利用には家庭用コンポストを各家庭に設置し、その中に竹を粉末状にして作った「竹粉」を入れ、農業や家庭菜園などの堆肥にしています。

竹粉を生ゴミに混ぜ込むと発酵が早く、しかも安全な堆肥として使用できます。その他にも地域内に1日あたり30kgまで処理できる生ゴミ処理機を設置し、それには竹をチップ状にしたものを使用して、同じく堆肥を作っています。生ゴミ処理機は地域住民なら誰でも直接投入することができ、作られた堆肥は「くくのち」が回収し、「くくのち」が整備・管理している耕作放棄地の農作物の栽培や土壌改良に活用しています。

畜産利用は、最近では餌も輸入物がほとんどです。ところが県立大学さんが県内産で作るというのを聞き、その際に竹を繊維質として餌に混ぜ込むという協力をさせてもらう約束をしました。来年の春にスタートして、再来年には初めてのラム肉ができて、地域のレストランで扱われる予定になっています。

エネルギー利用は、耕作放棄地でヒマワリなどを植え、植物油を搾油しようと考えています。それで取れた油を荒廃竹林の整備に使うチェーンソーなどの機械油として使えるよう研究しています。機械油の影響を受けているかも知れない竹を、農業利用や家畜利用につかうより、安全な植物油を使って切った竹を活用したいと考えています。

東原という1つの地区で循環型社会をモデル化させて、東原ブランドを確立させたいと思っています。

環境意識

なぜかこういった活動は、都会の人の方が関心があるんです。交流のある都会で活動している団体の方の話を見ると、市民レベルでの環境意識が高いんです。都会では緑も少ないですし、畑をやりたいと思っても土地がない。それに比べ金沢は緑も土地も豊富で困っていない。自然からの恵みに気づいていないんです。どうしたら市民レベルでの環境意識をもってもらえるのが難しいところです…。

見えていないのか、見えないふりをしているのか、誰かがやってくれるだろうではダメなんです。

来年もイベントを開催しますので参加して、自然に目を向けてみてください。イベントは春に苗の定植と筍堀、秋に収穫祭、その後、東原のふれあいフェアを予定しています。どなたでも参加できますので、ぜひ参加してみてください。



▲NPO法人 くくのち 小中さん



▲NPO法人 くくのち 木谷さん

〒920-0348
石川県金沢市松村7丁目78番地1
NPO法人 くくのち
E-mail npo_kukunochi@yahoo.co.jp
URL <http://www2.spacelan.ne.jp/~msyk0528/index.html>

はい！

「教えて、いーねっとのあおみさん」

いしかわ市民活動ネットワークセンター 理事・事務局長 青海 康男

Question①

「個人事務所で劇団やってます。劇団員はアルバイトしながら頑張ってます。公演の経費は毎回赤字ですが、私と妻の演劇活動で賄ってます。最近文化庁の文化予算が厳しく、個人事務所より、NPO法人の方が申請しやすくなりました。法人化を検討しています。正会員については優秀な劇団員なら採用したいので、オーディション方式を採用したいと思ってます。」



Answer

なるほど。法人化は手段として良いですね。でもNPO法では『社員(正会員)の入会については、不当な条件を付けてはならない』とされてるんですよ。つまり総会での議決権を持つ人は、そちらの団体の趣旨に賛同し、入会を希望される方なら入会は拒めないんです。劇団員だけで固めたい気持ちはわかりますが、これでは無理ですね。そこで次のように頭を切り替えてみてはどうでしょうか。正会員については入会は自由、その他の会員については、オーディション方式を採用した『劇団会員』などの枠は作ることもできますよ。是非検討してみてください。



Question②

「町会長が毎年変わるのですが、町内会をNPO法人にすることはできるのでしょうか。」



Answer

できないことはないです。でも幾つか課題があります。町内会以外の者が社員になることを拒否するものであれば、不当な条件となり認められません。また、活動の範囲や対象者を町内会に限定した場合は、不特定かつ多数のもの利益の増進の要件を満たさず認められません。よって、主たる活動の目的は、町内会の相互扶助とならないよう、公共的で公益でなければなりません。以上のことを踏まえたうえで、法人化した場合、役員は今のよう1年ごとに変わる町会役員を理事にしたら、毎年理事の変更届(変更登記)が必要になります。そこで町会三役などを事務局と位置づけ、その上に比較的安定した人材で理事会を構成する方法が考えられます。(当然、町会以外の方が理事や理事長になることがあります。)今までの町内会の形態とは大きく異なりますが、町内会が中心となって地域の特色を打ち出したまちづくりを行うのも魅力がありますね。



石川県NPO活動支援センターで、NPOのコトなんでも相談できる『NPOサロン』開催しています。(毎月第2、第4水曜18:30~21:00)

INFORMATION

県からのお知らせ

お知らせ1 会計・税務・登記・労務など専門家による個別指導に助成しています!

専門家による
NPO個別指導に助成しています!

助かります!!
NPO運営の指導にきました!

対象 石川県内のNPO (法人格の有無を問いません) 助成金上限 2万円まで

お申込・お問い合わせ先 石川県NPO活動支援センター
〒920-0962 金沢市広坂2丁目1番1号 石川県広坂庁舎4階
TEL:076-223-9558 FAX:076-223-9559 URL:http://www.ishikawa-npo.jp


石川県

NPO運営能力向上支援事業補助金の概要

補助金の趣旨	NPO運営に関する専門的な実地指導に助成し、NPOの運営能力向上や課題解決を図ります。
補助対象となる事業	NPOの運営能力向上や課題解決を目的として行われるアドバイザー*からの専門的な実地指導(平成23年3月31日(木)までに実施するもの) *アドバイザー:公認会計士、税理士、司法書士など
補助対象となる団体	県内に主たる事務所有するNPO*(市民活動団体、ボランティア団体又はNPO法人。法人格の有無を問いません。) *宗教活動、政治活動、選挙活動などを目的とする団体は該当しません。
補助対象となる経費	アドバイザーの謝金及び交通費
補助金額	補助対象経費の2/3以内(補助金上限額2万円)
補助金の交付	同一事業年度内においては、1団体1回限りとします。
申請の時期・方法	アドバイザーが実地指導を行う予定日の2週間前までに、所定の申請書類を持参又は郵送にて石川県NPO活動支援センターまで提出してください。

詳しくは、石川県NPO活動支援センターまでお問い合わせください。

お申込・お問い合わせ先
石川県NPO活動支援センター
〒920-0962 金沢市広坂2丁目1番1号 石川県広坂庁舎4階
TEL:076-223-9558 FAX:076-223-9559
URL:http://www.ishikawa-npo.jp
E-mail:npo@pref.ishikawa.lg.jp



お知らせ2 「NPO専門家相談室」を開設しています!

NPOの会計・税務、登記の変更、雇用保険などの専門相談窓口です。

会場/石川県NPO活動支援センター「あいむ」
金沢市広坂2-1-1 石川県広坂庁舎4階 TEL 076-223-9558
毎月第1・第3水曜日(一部木曜日に開設) 18:30~21:00

無料
予約優先



会計・税理士 山内 司
会計・税理士 中山雅人
登記・司法書士 長橋尚臣
労務・社会保険労務士 末正哲朗

NPOマッチングボードのお知らせ

NPO・ボランティア団体のスタッフやボランティアさんの募集情報を掲載しませんか。
石川県NPO活動支援センターの掲示板及びホームページに掲載することにより、NPO・ボランティア活動などの社会貢献活動への県民の積極的な参加を促進しています。
詳しくは、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先
お申し込み先

石川県NPO活動支援センター
担当:長谷川
〒920-8580
金沢市広坂2丁目1番1号
TEL:076-223-9558 FAX:076-223-9559
URL http://www.ishikawa-npo.jp/mriyou-matching.html

NPO・ボランティア情報

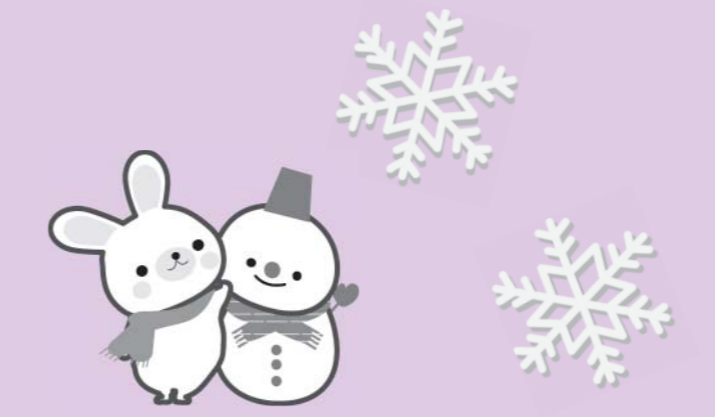
災害ボランティア養成講座のお知らせ

いつ起きるかわからない災害。この講座では、「災害時の心構え」や「ボランティアとして自分は何ができるか」など災害時のボランティア活動について学びます。

- ・プログラム
 - 9:30~12:00 災害避難所の疑似体験
 - 13:00~14:00 講演 その1
 - 14:15~15:15 講演 その2
 - 15:30~16:15 防災上映会
- ①金沢会場
日 時:平成23年1月15日(土) 9:30~16:20
場 所:石川県女性センター
- ②能登会場
日 時:平成23年2月13日(日) 9:30~16:20
場 所:七尾市田鶴浜農村環境改善センター
- ③加賀会場
日 時:平成23年3月6日(日) 9:30~16:20
場 所:加賀市文化会館

お問い合わせ先
お申し込み先

(財)石川県県民ボランティアセンター
〒920-8580
金沢市広坂2丁目1番1号
TEL:076-223-9558 FAX:076-223-9559



助成金ニュース

ボランティアに関する講習会等助成事業

- 助成対象事業
 - 下記の要件を満たすボランティアに関する講習会等。
 - ・県内のボランティアグループ等が主催するもの。
 - ・ボランティア精神の普及や団体等におけるボランティア活動の充実、発展に寄与するもの。
 - ・10人以上の参加者が見込まれるもの。
 - ・参加者から参加費を徴収しないもの。また、徴収金額が必要最小限と認められるもの。
 - ・政治活動や宗教活動を目的としないもの。
 - ・不当な参加資格を設けていないもの。
 - 助成対象経費
 - 講習会等において指導等を行う外部講師(団体の構成員等ではないということです)の謝金及び交通費
 - 助成対象額
 - 講師謝金については原則として石川県の予算単価に準じた額、交通費については実費相当額とし、助成金の総額は5万円以内
 - 助成金の交付
 - 予算の範囲内で行います。また、同一事業年度内においては、1団体1回限りとします。
 - 助成金の交付申請
 - 所定の申請書に必要な書類を添付し提出します。
- ※この助成金を受ける際は、必ず事前相談を行うこと。
※その他、詳細については下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先
お申し込み先

(財)石川県県民ボランティアセンター
担当:湊
〒920-8580
金沢市広坂2丁目1番1号
TEL:076-223-9558 FAX:076-223-9559
URL http://www.ishikawa-npo.jp/volunteer/index.html



●本誌に関するご意見、ご要望をお寄せください。お寄せいただいたご意見等は、製作に活かすほか、本誌に掲載してまいりたいと考えています。

石川県NPO活動支援センター
〒920-0962 金沢市広坂2-1-1石川県広坂庁舎4階
TEL 076-223-9558 FAX 076-223-9559
URL http://www.ishikawa-npo.jp
E-mail npo@pref.ishikawa.lg.jp



石川県内でボランティア活動、NPO活動に参加し、活動しているシニアのみなさんを紹介するコーナー『シニアVOICE』

第3回となる今回は、能登のまちづくりに積極的に取り組み、能登の人々に慕われる人物、NPO法人能登ネットワークの星野正光さんにお話をうかがいました。

地域づくりは心づくり

地域へのお返し

— NPO法人能登ネットワークとは？

星野さん●能登全体の魅力を追求し、それを情報発信することで交流人口の増大を図り、能登の発展に寄与することを目的として設立した団体です。

地酒フォーラムの開催や能登の魅力を伝える冊子の発行、語り部講座などの活動を行っています。

— なぜ、まちおこしの活動を始められたんですか？

星野さん●自分が生まれ、食わしてもらい、育ててもらった地域に何をお返しできるかと考えたとき、自分自身という“人間”しかなかったんですよ。

最初は小さなまちの地域づくりで活動していたんですが、能登の地域づくりはばらばらの地域づくりではなく、半島全体で一丸とならなければいけないことに気づいて、能登全体のまちおこしを始めました。

いちばんの資源は“人”

— 地域づくりに大切なものとはなんですか？

星野さん●全国各地に講演に行っていますが、私のテーマは「地域づくりは心づくり」これを一貫しています。能登には資源がないとみんな言いますが、能登の一番の資源は“人”なんです。美味しい物、きれいな風景なんてどこにでもあるんです。

能登には特別なデザインは必要ない。能登に暮らす人々が当たり前のように持ち合わせている優しさや人情、人の暮らしのすぐ近くにある自然、地域づくりにとってこれ以上の資源はないと思います。

そこで誕生したのが「ITOKO会」です。大都市圏に暮らす人と能登に暮らす人が、血縁関係にもとづかない「ITOKO」の縁を結んで、ほどよい距離感をもった、まるで親戚づきあいのような暖かい交流を目指す会です。ITOKO会のツアーは好評で、会員数は100名を超え、各地から入会希望が寄せられています。

魅力あふれる能登

平成19年の能登半島地震のとき、私の店も被害を受けたんですが、ITOKO会のメンバーが「行って飲み食いすることが、なによりの元気付け」と、いち早く駆けつけてくれました。

— 活動の中で楽しい、辛いと感じたことを教えてください。

星野さん●能登ネットワークのおかげで、いろいろな場面でいいかさせてもらいましたよ。いろんな所へ行けたし、いろんな人にも会えた、メディアにも取り上げてもらえたし、こうして取材を受けられるのもそうでしょう？それからITOKO会の会員がツアーで会いに来てくれるのもうれしいです。

活動の中で身銭をきり、莫大な経費を使ったりしましたが、みんなが応えてくれるので、苦しさを感じたことはないです。

— 星野さんにとってNPO活動とは？

星野さん●人生の遊びです。仕事だなんて思ってませんし、誰かのためとも思ってません。自分のためなんです。誰かのためと思うと苦しくなってしまうでしょう？自分のやったことに誰かが応えてくれると、うれしいじゃないですか。

— 今後の課題や目標を教えてください。

星野さん●能登にはまだまだ、いろいろと題材になるものがあります。それを県内もそうですが、県外に幅広く発信していきたいと思っています。

NPO法人能登ネットワーク

星野 正光さん

【お問い合わせ】

〒927-2151

石川県輪島市門前町総持寺道り

能登手仕事屋

TEL 0768-42-1998

FAX 0768-42-1997

